

## 建築業応援！住宅の修繕・改修助成事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建築業応援！住宅の修繕・改修助成事業（以下「本事業」という。）について、琴浦町補助金等交付規則（平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付)

第2条 町は、町民が安心して快適に暮らすための居住環境整備の向上を図るとともに、建築工事の発注を促進し、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている地域経済の活性化に寄与することを目的として、予算の範囲内において建築業応援！住宅の修繕・改修助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

### (対象者)

第3条 交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、琴浦町に住所を有し、現に当該住宅に居住している者のうち、世帯全員が町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していない者とする。

### (交付対象工事)

第4条 交付の対象となる工事は、前項に定める助成対象者が、町内に存する自己の居住の用に供する住宅の改修や修繕に係る工事（以下「当該工事」という。）を、町内に本社を有する施工業者及び大工、左官業等を営む者により実施するもので、別表のいずれかに該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該工事について町が実施する他の助成制度等を受けている場合又はすでにこの要綱の規定に基づく助成金の交付を受けている場合は、交付の対象としない。

3 新築工事は、助成対象工事としない。

4 交付対象工事は、令和3年4月1日以降に着手し、令和4年3月31日までに工事完了報告書を町長に提出しなければならない。

### (交付額)

第5条 助成金の交付額は、当該工事に要する経費の10分の1の額とし、その上限は10万円とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、建築業応援！住宅の修繕・改修助成金交付申請書（様式第1号）及び個人情報確認同意書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事の内容が確認できる見積書の写し
- (2) 工事前の写真

### (3) その他町長が必要と認める書類

#### (交付決定)

第7条 町長は、規則第7条の規定により交付決定を行うときは、建築業応援！住宅の修繕・改修助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、速やかに当該工事を実施するものとし、規則第10条の規定による事業着手に係る届出書の提出は要しないものとする。

3 町長は、規則第7条第2項の規定により通知を行うときは、建築業応援！住宅の修繕・改修助成金却下通知書（様式第4号）によるものとする。

#### (工事の変更等)

第8条 助成決定者は、交付決定に係る当該工事の経費等を変更し、助成金額に変更が生じるときは、建築業応援！住宅の修繕・改修助成金変更申請書（様式第5号）によりあらかじめ町長の承認（様式第9号）を受けなければならない。

#### (工事の完了報告)

第9条 助成決定者は、工事完了後30日以内に建築業応援！住宅の修繕・改修助成工事完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 工事代金の領収証の写し

(2) 工事後の完成写真

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告を受けたときは14日以内に検査を行い、当該工事が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、建築業応援！住宅の修繕・改修助成金交付確定通知書（様式第7号）により速やかに助成決定者に通知するものとする。

#### (助成金の請求)

第10条 助成決定者が助成金の支払いを請求するときは、建築業応援！住宅の修繕・改修助成金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた日から30日以内に助成金を支払うものとする。

#### (その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要領は、令和3年6月23日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第6条関係)

建築業応援！住宅の修繕・改修助成金交付申請書

令和 年 月 日

琴浦町長 小松弘明 様

申請者 住 所 東伯郡琴浦町

氏 名 ⑩

電話番号

建築業応援！住宅の修繕・改修助成事業実施要領に基づく助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施工業者	住所	東伯郡琴浦町		
	名称		電話	—
工事内容 (※)				
見積金額	金	円		
工事期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
添付書類	(1) 工事見積書の写し (工事費用の積算根拠が分かるもの) (2) 工事前の写真			

※「工事内容」は、別表の工事内容を記載してください。

施工前の現場写真

写真 1

作成方法

状況のわかる写真を1枚～3枚 枠内に貼ってください。(施工前・後の写真が比較できること。)

写真の裏には、申請者名を記入してください。

写真 2

写真 3

様式第 2 号(第 6 条関係)

建築業応援！住宅の修繕・改修助成事業に係る個人情報確認同意書

私は、建築業応援！住宅の修繕・改修助成事業の交付申請において、申請要件を満たしていることを証明するため、琴浦町が所有する下記の個人情報を当該助成事業の所管職員が確認することに同意します。

令和 年 月 日

申請者 住所 琴浦町大字

氏名 ⑩

記

琴浦町が所有する個人情報	同意の意思	
住民基本台帳による世帯状況	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
固定資産課税台帳による住居の状況	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
世帯全員の町税等の納税状況	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
公金収納状況	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
町貸付事業の償還状況	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない

(注) 本同意が得られない場合、住民票、納税証明書等、申請要件を満たしていることが分かる書類を申請者により用意していただき、提出していただく必要があります。

※申請者は、記入の必要はありません。 職員 氏名

住民基本台帳による世帯状況	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合
固定資産課税台帳による住居の状況	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合
世帯全員の町税等の納税状況	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合
公金収納状況	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合
町貸付事業の償還状況	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合

様式第3号(第7条関係)

受 建 住 第 号

令和 年 月 日

建築業応援！住宅の修繕・改修助成金交付決定通知書

様

琴浦町長 小 松 弘 明

令和 年 月 日付けで申請のあった建築業応援！住宅の修繕・改修助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

受 建 住 第 号

令和 年 月 日

建築業応援！住宅の修繕・改修助成金交付却下通知書

様

琴浦町長 小 松 弘 明

令和 年 月 日付で、申請のあった建築業応援！住宅の修繕・改修助成金については、下記の理由により却下とします。

記

1 却下を決定した理由

(理由)

.....

.....

.....

.....

様式第 6 号 (第 9 条関係)

建築業応援！住宅の修繕・改修助成工事完了報告書

令和 年 月 日

琴浦町長 小 松 弘 明 様

申請者 住 所 東伯郡琴浦町

氏 名 ⑩

建築業応援！住宅の修繕・改修助成事業実施要領に基づく工事が完了したので、下記のとおり報告します。

記

施工業者	住所	東伯郡琴浦町							
	名称		電話	—					
工事内容									
工事金額	金			円					
工事期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
添付書類	(1) 工事代金領収書の写し (2) 施工後の写真								

(事業確認)

検査年月日	令和 年 月 日	[ 意見 ]
検査員職氏名		

施工後の現場写真

写真 1

作成方法

状況のわかる写真を1枚～3枚 枠内に貼ってください。(施工前・後の写真が比較できること。)

写真の裏には、申請者名を記入してください。

写真 2

写真 3

受 建 住 第 号

令和 年 月 日

建設業応援！住宅の修繕・改修助成金交付確定通知書

様

琴浦町長 小 松 弘 明

令和 年 月 日付けで完了報告のあった建築業応援！住宅の修繕・改修助成金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 助成金確定額 円
- 2 貴口座への振込予定日 平成 年 月 日

請 求 書

一金 \_\_\_\_\_ 円

建築業応援！住宅の修繕・改修助成金 として上記のとおり請求します。

なお、支払いについては、つぎの預金口座に振り込んでください。

振込先金融機関名	
支店・出張所名	
振込預金種別	普通・当座・その他 ( )
口座番号	第 _____ 号
(フリガナ)	
口座名義	

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 東伯郡琴浦町

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

琴浦町長 小 松 弘 明 様

様式第5号(第8条関係)

建築業応援！住宅の修繕・改修助成金変更申請書

令和 年 月 日

琴浦町長 小松弘明様

申請者 住所 東伯郡琴浦町

氏名 ⑩

電話番号

建築業応援！住宅の修繕・改修助成事業実施要領に基づく助成金の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施工業者	住所	東伯郡琴浦町		
	名称		電話	—
工事内容 (※)				
変更前金額	金	円		
変更後金額	金	円		
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
添付書類	(1) 工事見積書の写し(工事費用の積算根拠が分かるもの)			

※「工事内容」は、別表の工事内容を記載してください。

様式第9号(第8条関係)

受 建 住 第 号

令和 年 月 日

建築業応援！住宅の修繕・改修助成金変更交付決定通知書

様

琴浦町長 小 松 弘 明

令和 年 月 日付けで変更申請のあった建築業応援！住宅の修繕・改修助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額 円

別表（第4条関係）

区分	工事内容
外部工事	屋根の葺き替え、防水、塗装その他の屋根工事
	外壁の張り替え、塗装その他の外装工事
	雨樋の取り替え、改修その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取り付け、取り替えその他の建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張り替えその他の内装工事又はタイル工事
	床材、壁材、天井材の塗り替えその他の塗装工事又は左官工事
	ドアの取り替え、襖の表替えその他の建具工事
	畳の入れ替え、表替えその他の畳工事
建築設備工事	ユニットバス化、浴槽の取り替えその他の浴室工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	システムキッチンの取り替えその他の厨房工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	洗面台、便器の取り替えその他衛生設備工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	給水管、排水管（公共下水道への接続を含む）及びガス管の取り替えその他の配管工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	配線、コンセント設置その他の電気設備工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
その他の工事	外部工事、内部工事、及び建築設備工事に関連して行う解体工事
	段差の解消、手すりの設置その他バリアフリー化のための工事（町の他の制度による補助金等の交付を受けようとするもの又は受けているものは除く。）
	基礎、土台、柱、壁その他構造部分の耐震補強工事
	二重サッシの設置、断熱材の設置その他断熱化のための工事
	その他特に必要とする工事

※電気製品の取り付け工事や倉庫等の改修工事は助成の対象としません